

令和6年(行サ)第7号 行政上告提起事件

(原審：大阪高等裁判所令和5年(行コ)第82号、同第114号)

上告人(原審被控訴人) 松田 幹雄

被上告人(原審控訴人) 大 阪 市



上 告 理 由 書

2024年3月22日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人

弁護士 藤 原



弁護士 櫻 井



第1 憲法31条、憲法32条（裁判を受ける権利）に反すること

1 適正手続及び裁判を受ける権利の性質

(1) 憲法31条及び憲法32条が審尋請求権（見解表明の機会）を保障したものであること

憲法31条及び憲法32条は、「裁判事項につき予め自己の見解を表明しかつ聴取される機会が与えられることを要求する権利（審尋請求権）」を裁判を受ける者に対し保障している（中野貞一郎「民事裁判と憲法」『民事手続の現在問題』13頁（判例タイムズ社、1989年））。また、同時に憲法第13条1項、第76条3項、国際人権B規約14条1項（公正な審理を受ける権利）によっても、裁判を受ける者に対して審問請求権が保障されている。

そして、裁判の当事者に対して審尋請求権が保障されていることにより、国の裁判所の権限に属するすべての裁判手続について、当事者には主張・立証・陳述等を行う機会（見解表明の機会）を与えられなければならないため、裁判所は、当該機会なく、事実や証拠調べの結果を裁判の基礎としてはならず、仮に、当事者に対して見解表明の機会を与えなかった場合は、憲法32条、憲法第13条1項、及び憲法第76条3項に反することになる。

(2) 見解表明の機会の内容

上記(1)で述べた通り、当事者には見解の表明を行う機会が与えられなければならないが、具体的に、裁判所に対しては「訴訟当事者の手続での主体としての地位の保障」及び「訴訟当事者相互、および当事者と裁判官の間での相互的で歪曲されない情報の流通」が求められる（笹田栄司「第七章民事裁判における手続上の瑕疵の憲法的統制」笹田栄司ほか『統治構造において司法権が果たすべき役割第1部』174頁以下（判例時報社、2021年））。

そして、「訴訟当事者の手続での主体としての地位の保障」されているというためには、訴訟当事者が主張及び立証の十分な機会を付与されており、さらに、これらの機会を効果的に使用できるためには、当事者に必要な情報が供給

されていることが前提となることから、裁判所に対しては、訴訟当事者に対する「情報提供義務」、送達、文書閲覧権、裁判官の指摘義務、不意打ち判決の禁止という制約がかけられることになる（笹田栄司『司法の変容と憲法』209頁以下（有斐閣、2008年））。

したがって、裁判所は、訴訟当事者に対して不意打ち判決を防止するために裁判所の心証に関する情報提供義務があり、裁判官は判決の結論の帰趨となる争点について、訴訟当事者に対して指摘する義務がある。

(3) 最高裁判例の状況について

上記(2)の当事者の見解表明の機会について下記の最高裁判例が存在する。

ア 最判昭和56年9月24日民集35巻6号1088頁

当事者が控訴審において弁論再開を求めたものの、控訴審裁判所が弁論を再開しないまま判決を行った事案につき、下記の通り判断した。

記

「ところで、いったん終結した弁論を再開すると否とは当該裁判所の専権事項に属し、当事者は権利として裁判所に対して弁論の再開を請求することができないことは当裁判所の判例とするところである（最高裁昭和二三年（オ）第七号同年四月一七日第二小法廷判決・民集二巻四号一〇四頁、同昭和二三年（オ）第五八号同年十一月二五日第一小法廷判決・民集二巻一二号四二二頁、同昭和三七年（オ）第三二八号同三八年八月三〇日第二小法廷判決・裁判集民事六七号三六一頁、同昭和四五年（オ）第六六号同年五月二一日第一小法廷判決・裁判集民事九九号一八七頁）。しかしながら、裁判所の右裁量権も絶対無制限のものではなく、弁論を再開して当事者に更に攻撃防禦の方法を提出する機会を与え

ることが明らかに民事訴訟における手続的正義の要求するところであると認められるような特段の事由がある場合には、裁判所は弁論を再開すべきものであり、これをしないでそのまま判決をするのは違法であることを免れないというべきである。」

以上

上記の最高裁判決は、弁論再開に関する事例ではあり、見解表明の機会という言葉には言及していないものの、「当事者に更に攻撃防禦の方法を提出する機会を与えることが明らかに民事訴訟における手続的正義の要求するところであると認められるような特段の事由がある場合」には、裁判所に対し、当事者の見解表明の機会を保障する義務が存在することを認めた事例である。

当該判決からは、明らかに民事訴訟における手続的正義の要求するところであると認められるような場合は裁判所に義務が生ずるとするものである。

イ 最二判平成 29 年 10 月 23 日（判タ 1442 号 46 頁）

原告が、被告においてその管理していた原告の個人情報をもつて外部に漏えいしたことにより精神的苦痛を被ったと主張して、被告に対し、不法行為に基づき、慰謝料及び遅延損害金の支払を求めた事案において、控訴審が「本件漏えいによって、原告が迷惑行為を受けているとか、財産的な損害を被ったなど、不快感や不安を超える損害を被ったことについての主張、立証がされていないから、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。」として請求を棄却した。

しかし、最高裁は「本件個人情報がプライバシーに係る情報として法

的保護の対象となるというべきであるところ、原審は、上記のプライバシーの侵害による上告人の精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないということのみから直ちに上告人の請求を棄却すべきものとしたものである。そうすると、原審の判断には、不法行為における損害に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の点について審理を尽くさなかった違法があるといわざるを得ない。」と判断した。

上記の最高裁の判断も、当事者に更に攻撃防禦の方法を提出する機会を与えることが明らかに民事訴訟における手続的正義の要求するところであると認められるような事案において、控訴審が当事者に対して見解表明の機会を付与しなかったことを違法としたものである。

2 原審の検討

(1) 争点 (3) (本件出勤命令は違法なパワーハラスメント又は安全配慮義務違反として国賠法1条1項上違法か) について

原審は「教職員が濃厚接触者であるなど出勤により感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務等により学校に出勤させないようにすることとされていたが、原告は、いずれの場合にも該当しなかった。」と判示している(原審15頁(3)ア)。

しかしながら、上記の「教職員が濃厚接触者であるなど出勤により感染症が蔓延する恐れがある場合」とは、濃厚接触者を例示列举しつつ、濃厚接触者と同視できる程度に出勤によって感染症が蔓延する恐れがある場合に在宅勤務等により学校への出勤をさせないとするものであることから、上告人のケースが濃厚接触者と同視できる程度に「出勤によって感染症が蔓延する恐れがある場

合」にあたると判断される可能性は十分にあった。

そもそも、第一審も含め原審においても、上告人が令和2年2月28日付文科相通知（甲3）に基づいた主張を行っても、被上告人は「原告提出の文書が存在することは認める。」（答弁書2頁（3）イ）と述べるのみで、上告人のケースが「濃厚接触者であるなど出勤により感染症が蔓延する恐れがある場合」に当たらないとの主張はしていなかった。そのため、原審が事実審理を終結させるまでに上告人のケースが「濃厚接触者であるなど出勤により感染症が蔓延する恐れがある場合」にあたるか否かについては全く争点とはならなかった。

原審は、上告人が「濃厚接触者であるなど出勤により感染症が蔓延する恐れがある場合」にあたるか否かという事実が、請求の趣旨の帰趨を決定づけるといふ心証を得たのであれば、両当事者に対して当該事実について求釈明を行い、主張立証を尽くさせる義務が生じていた。

また、上告人は、被上告人が在宅勤務を認めなかった経緯について明らかにすべく窪田証人の証人尋問申請を行ったが（2022年12月2日付証拠提出書）、第一審裁判所は、「仮に、本件出勤命令が国賠法1条1項上違法であったとしても、上記3で説示したとおり、本件承認研修が承認されなかったことについて慰謝料請求を一部認容していることなどに照らせば、これとは別に、本件出勤命令により原告に金銭を持って慰謝すべき精神的損害が生じたとも認められない」（第一審判決24頁（3））と考えていたため、窪田証人の証人申請を採用しなかったものである。

原審が、本件承認研修が承認されなかったことについて慰謝料を全く認容しないとの心証を得たのであれば、上記の一審の審理経過からみて、出勤命令の違法性について上告人に対し主張立証の補充を促し、必要性に応じて、窪田証人の証人申請を採用する等の措置を講ずべきであった。

にもかかわらず、原審は、両当事者に対して主張を促すことなく、第一回弁論期日を開いたのみで事実審を結審している。

したがって、原審の審理は、上告人の意見表明の機会を奪ったまま不意打ち判決を行っていることから憲法 32 条に反する。

(2) 本件成果物の作成作業が実働 3 日分を超えるものと認めるに足りる証拠はないとの判断について

原審は、「仮に、本件成果物の作成という相応の作業を行ったことを重視したとしても、本件成果物の作成作業が実働 3 日分を越えるものと認めるに足りる証拠はない。」と判示している（原判決 9 頁）。

しかし、第一審及び控訴審においても、上告人が自宅での在宅勤務によって作成した成果物について実働 3 日分を越えるか否かについて争点とはなっていなかった。

そのため、上告人はさらなる主張立証や証拠の提出を行わなかったものにすぎず、原審裁判所から、実働 3 日分を越えるか否かについて主張立証の補充を促されれば、作成過程について、いかなる資料を考慮したかについて説明を行うことは可能であった。

にもかかわらず、原審は、上告人に対して主張立証の補充を促すことなく、唐突に本件成果物を実働 3 日分で作成可能と判断したあげく、それ以上の証拠がないと一方的に断じている。

これは、上告人の意見表明の機会を奪った不意打ち判決であるから憲法 32 条に反するものである。

(3) 本件承認研修は、特例法 22 条 2 項が想定している研修の実体と伴わないものとの判断について

原審は、「本件承認研修は、その内容からして、教育あるいは不登校生対応について専門家や研究機関から研修を受けたというものではなく、原告自身の教育活動や不登校生へのかかわり方等を整理したものであ」（原判決 13 頁）るから、特例法 22 条 2 項が想定している研修の実体と伴わないと判示している。

しかし、第1審及び原審では、本件成果物の作成作業や研修として行った内容について争点とはならなかったため、承認研修計画書（甲8）及び本件成果物（甲22）以外の証拠等について訴訟上提出されていなかったものであるが、原審において、提出済みの証拠のみでは、特例法22条2項のいう研修に当たらないと判断したのであれば、上告人に対し、さらなる主張立証を補充するように促すべきである。

なぜならば、上告人としては承認研修を実施した内容としてさらなる資料を提出することは可能であったからである。

また、原審は、特例法22条2項の承認研修が「教育あるいは不登校生対応について専門家や研究機関から研修を受けたというもの」に限定して、本件が承認研修に当たるか否かについて判断しているが、市教委における取扱基準（乙4）においても、「授業力等向上のため個人で行う自主研修等」も承認研修にあたることが明示されている（乙4の2頁）。また、市教委における取扱基準（乙4）では、自宅の他に「図書館」での研修を認める場合の基準についても明示されているところ（乙4の3頁）、「図書館」では、通常専門家や研究機関から受ける双方向性の研修ではなく、「授業力等向上のため個人で行う自主研修等」を実施する場所であることを前提に、承認研修を行う場合の注意事項が明示されているものである。

そうすると、原審が、特例法22条2項の承認研修が「教育あるいは不登校生対応について専門家や研究機関から研修を受けたというもの」に限定した点に疑念の余地はあるが、少なくとも、原審は、本件承認研修について上告人に対してさらなる資料提出を促した上で、本件研修が特例法22条2項のいう承認研修にあたるか否か判断を行うべきであった。

にもかかわらず、原審は、上記のような訴訟指揮を行うことなく、第1回弁論期日を開いたのみで事実審理を結審したものであるから、原審の訴訟指揮及び判断は、上告人の意見表明の機会を奪った不意打ち判決であるから憲法32条に反す

るものである。

第2 理由の不備（312条2項6号）

1 「教職員が濃厚接触者であるなど出勤により感染症が蔓延する恐れがある場合」（甲3）の該当性について

原審は、上告人が文科省通知（甲3）の「教職員が濃厚接触者であるなど出勤により感染症が蔓延する恐れがある場合」に該当しないと判断しているが、上告人が該当しない理由について原審は一切言及していない。上記第1で述べたとおり、「教職員が濃厚接触者であるなど出勤により感染症が蔓延する恐れがある場合」について全く争点となっていないため、訴訟当事者において十分な主張立証がなされていなかったから、当然に原審も理由を付することができなかつたのであろうと推察されるが、この点についても原審には理由の不備がある。

2 本件当時の社会情勢について

原審は、「当時は新型コロナ発生初期であり、新型コロナに感染していても無症状の者もいる、感染から発病までの潜伏期間は平均5日であるといった専門家の提言（甲13）が周知されていたとは認められない」（原判決16頁）と判示しているが、上告人が主張したような京都産業大学の学生に対する社会的非難が総じていた当時の状況を考慮すると、原審のような判断を導くことはできない。

また、被上告人も、当時の社会情勢について争うといった主張は行っていない。

にもかかわらず、原審は上告人が主張した京都産業大学学生の実態に触れることなく、理由を付さないまま、甲13号証の周知性を否定している点に理由の不備がある。

3 本件成果物の作成作業が実働3日分を超えるものではないとの判断について

原審は、「仮に、本件成果物の作成という相応の作業を行ったことを重視したとしても、本件成果物の作成作業が実働3日分を超えるものと認めるに足りる証拠はない。」と判示している（原判決9頁）。

しかし、第一審及び控訴審においても、上告人が自宅での在宅勤務によって作成した成果物について実働3日分を超えるか否かについて争点とはなっていなかったため、本件成果物（甲22）に関する資料が訴訟上証拠提出されなかったものであるが、原審がいかなる判断過程によって、本件成果物が実働3日分を超えるものではないと判断したのか不明である。この点においても原審には理由の不備が存在する。

4 本件承認研修は、特例法22条2項が想定している研修の実体と伴わないものとの判断について

原審は、特例法22条2項の承認研修が「教育あるいは不登校生対応について専門家や研究機関から研修を受けたというもの」に限定して、本件が承認研修に当たるか否かについて判断している。

しかし、市教委における取扱基準（乙4）においても、「授業力等向上のため個人で行う自主研修等」も承認研修にあたることが明示されている（乙4の2頁）。また、市教委における取扱基準（乙4）では、自宅の他に「図書館」での研修を認める場合の基準についても明示されているところ（乙4の3頁）、「図書館」では、通常専門家や研究機関から受ける双方向性の研修ではなく、「授業力等向上のため個人で行う自主研修等」を実施する場所であることを前提に、承認研修を行う場合の注意事項が明示されているものである。

そうすると、原審が、特例法22条2項の承認研修が「教育あるいは不登校生対応について専門家や研究機関から研修を受けたというもの」に限定するという解釈を採用するのであれば、上記の「授業力等向上のため個人で行う自主

研修等」及び「図書館」での想定されている研修についても、言及すべきであるが、原審においては一切触れられていない。

したがって、この点についても理由の不備がある。

第3 結論

以上のとおり、原審は、憲法31条及び憲法32条が保障する審尋請求権に基づく上告人の意見表明の機会を侵害する訴訟指揮の下で、原判決を行っている。

また、原審には上記の通り、複数の理由の不備が存在する。

したがって、原判決には、憲法21条及び憲法32条に反するものであり、かつ判決に理由を付していないものであるから、原判決は破棄されるべきである。

以 上